

Title	商法判決批評
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.12 (1918. 12) ,p.1756(122)- 1768(134)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181201-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商法判例批評

西本辰之助

一 營業妨害禁止契約の效力

他人の營業を妨害する行爲は營業自由の原則に適する行爲に非ざる限り何人と雖も常に之を避止すべきは當然の事にして營業の讓渡人か讓受人に對し同一の營業及び其他の妨害行爲を爲さざる特約を爲したる場合に於ても法律上常に同一營業に付き如上の制限あるに止まり其他の妨害行爲に付ては之が禁止の地域若くは期間を制限する法則を存することなし(大正七年五月大審院民事第一號)

此判決は驚くべき獨斷的の斷定を含むものにして吾人の贊同するを得ざる所なり左に其理由を述べし。

原則に従ひて營業を爲す場合に限らる果して然らば米屋の近隣に於て慈善的に米の廉賣を爲すは(此場合は營業に非ざること勿論なり)之れを避止すべきか一營業者の使用人が使用人として他の營業者の得意に對して勧誘を爲すは之を避止すべきか妻が既存の營業者の妨害となるべき營業を開始するに付き之に同意を與ふる場合は如何自ら營業を爲すによりて他人の營業を妨害するは差支なきも或は慈善的行爲により或は第三者の營業を補助するによりて他人の營業を妨害するは之を避止すべきこと當然なりとは吾人の首肯するを得ざる所なり由來大審院は餘に無難作に且つ獨斷的に法律上の原則を樹立するの嫌なきにあらず

此問題に關する吾人の所信は左の如し

營業の自由は本來私權としては獨立の權利にあらず即ち私權の分類中に於ける一項目を占む

第一

判決の主旨によれば「他人の營業を妨害する行爲は營業自由の原則に適する行爲に非ざる限り何人と雖も常に之を避止すべきは當然の事なり」とす茲に營業を妨害する行爲とは積極的に他人の營業行爲を拘束する行爲(例へば店舗に投石し之に侵入し或は主人又は使用人を強迫して營業を爲すを得ざらしむる行爲の如し)のみならず他人の營業行爲の効果を薄弱ならしむる行爲(殊に他人の得意を奪ふ行爲)をも含むものなることは判決の主旨より見て明瞭なり營業の妨害なる語は右二種の場合を含むものとして他人の營業を妨害する行爲は何人も之を避止すべきを原則とし只營業自由の原則に適する行爲を以て他人の營業を妨害するは例外として差支なしといふは果して正當なりや大審院の判決によれば他人の營業を妨害し得るは自ら營業自由の

べきものにあらず多數の獨立の權利によりて擁護せらるべき法律狀態なり此點に於て吾人に散步の權利食事の權利呼吸の權利觀劇の權利と稱すべき權利なきと異なる所なし民法第七百十條に「他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス云々」と規定したるも此場合に於ける自由は意思及び意思發動の自由即ち思想及び行爲の自由を指すものにして決して無制限に解すべきものにあらず右の如く營業の自由は獨立の權利にあらずとすれば如何なる權利によりて擁護せらるゝやと云ふに

一、身體權 他人の營業を妨害せんか爲め他人の身體を傷害したるときは營業妨害によりて不法行爲となるに非ずして身體權の侵害によりて不法行爲となるものなり

二、自由權 他人を強迫し或は之を拘禁し或は道路に擁して營業を爲すを得ざらしむる

ときは自由權の侵害によりて不法行為とな
るべし

三、名譽權 他人を誹謗し其商品或は營業振
等に對して惡聲を放ち以て其營業を害した
る場合は名譽毀損として不法行為となるべ
し

四、財産權 財産權は之を一般財産權と營業
の妨害を爲さしめざる債權とに區別せざる
可らず

甲、一般財産權を侵害する場合は例へば他
人の營業所に侵入して狼籍を働き或は特許
權其他の無形財産權を侵害し或は商品を持
ち去るが如し是等の場合には家屋の所有權
或は賃借權商品什器等の所有權其他特許權
實用新案權商標權商號權等の侵害による不
法行為成立すと雖も特に營業自由妨害の不
法行為なるもの成立せざるなり

乙、他人に對し其營業を妨害せざる債務を負
ひたる者が其義務に違反して他人の營業を
妨害する行為を爲すときは債務不履行とし
ての責に任すべきなり此場合に債務者が如
何なる範圍に於て妨害行為を爲すを得ざる
かは其債務の内容によりて定まるものにし
て必ずしも前に擧げたる權利の侵害を伴ふ
を要せず換言すれば本來何等の獨立の權利
侵害にあらざる即ち不法行為にあらざる營
業妨害行為も亦特殊の債權關係によりて禁
止せらるゝ場合あり而して斯の如き債權關
係の發生は

A、法律の直接規定に基づく場合あり商法
第二十二條第三十二條第三十八條第六十條
第七十五條の如き是なり是等の場合には
當事者に何等の特約を爲さずとも法律の規
定によりて當然一定種類の妨害行為(競争

行為)を爲すを得ざる債務を發生す

B、當事者の特約によりて營業の妨害行為
を爲さざる債務を發生せしむる場合あり商
法第二十二條第二項及び本判決の場合の如
きは是なり

五、營業者たる他人の權利を侵害せず第三者
の權利を侵害するによりて營業を妨害する
場合あり營業者たる他人の得意に對して暴
行強迫を加へ以て營業者との取引を妨害す
るが如きは是なり此場合には營業者に對して
は不法行為成立せず營業者が妨害者に對し
て自己の得意に暴行強迫を加へざるべきこ
とを請求するの權利なく反て得意より妨害
者に對して不法行為に基づく請求を爲すを
得べく營業者は唯之によりて間接に保護せ
らるゝのみなり。

右に擧げたる中にて身體權(一)自由權(二)名

譽權(三)一般財産權(四の甲)及び第三者の權利

(五)を侵害したる場合には營業妨害なる事實を
度外視するも尙不法行為が成立するものなり即
ち斯の如き行為は何人と雖も常に之を避すべ
きは當然なりと雖もそは營業を妨害する行為と
して禁せられたるに非ずして前記の如き獨立權
利の侵害となるが爲めなり從て判決に所謂「營
業自由の原則に適する行為」なる否とは此場
合に何等の關係を有するものにあらず

右に反して不法行為を構成せざる場合には何
人と雖も他人の營業を害するを妨げざるを原則
とし例外として他人との間に特殊の債權關係の
存する場合には其他他人の營業を妨害するを得ざ
るなり即ち特殊の債權關係の存せざる以上或は
自ら營業を爲すにより或は第三者の使用人又は
代理商となり或は第三者に資金を貸與し或は自
ら非營利的行為を爲すによりて他人の營業に直

接間接不利益を生せしむるは何等遮止すべき事項にあらざるなり而して此場合に於ても亦其行為が營業自由の原則に適する行為なると否とは何等問ふ所にあらず大審院の判決の如くむば他の營業者の隣家に於て同一營業を開設するは營業自由の原則に適するが故不可なしとして其店舗に使用人として従事する者は自ら營業を爲さざるが故營業の自由を主張すべきにあらず故に斯の如き店舗に使用せらるゝことは之を遮止せざる可らず又既述の如く慈善的に米の廉賣を爲すは營業にあらず従て其行為は營業自由の原則に適する行為に非ず故に米屋の近隣にて米の廉賣を爲すは之を遮止せざる可らず夫が妻の營業に許可を與ふるは營業にあらず然らば妻が他人と競争的の營業を開始せんとする場合に夫が之に許可を與ふるは遮止せざる可らずと云ふが如き結論に達すべきにあらずや恰も各人は散歩の

自由を有す故に人は散歩に當り行々警蹕を行ふて可なり之に遭遇する者は車馬たるも歩行者たるを問はず苟くも散歩自由の原則に適する行為に非ざる限り宜しく途を避けて之を妨ぐべからずと云ふが如く所謂營業自由の原則の正當なる解釋に非ざるなり是れ吾人が本判決に賛同する能はざる所以の一なり

第二、

判決の主旨によれば「營業の讓渡人が讓受人に對し同一の營業及び其他の妨害行為を爲さざるの特約を爲したる場合に於ても法律上單に同一の營業に付き如上の制限(同府縣且つ三十年を超ゆるを得ざる)あるに止まり其他の妨害行為に付ては之が禁止の地域若くは期間を制限する法則存することなし」となす即ち判決の主旨は一、營業の讓渡人が無制限に同一の營業を爲さざるの特約を爲したるときは其特約は商法第二

十二條第二項により同府縣且つ三十年に短縮せらる

二、營業の讓渡人が其他の方法により無制限に(時、場所及び事物に付き)讓受人の營業を妨害せざるの特約を爲したる場合は商法第二十二條第二項の如き規定存せざるが故其特約は同府縣且つ三十年に(或は其他の方法にて)制限せらるゝことなく特約通り無制限に妨害行為を遮止せざる可らず

と云ふに在り右の斷定の一、に付きては其正當なること明かなるも二、に付きては多大の疑なき能はず

吾人は「同一營業を爲す行為」以外に於て營業の妨害を爲す行為は之を三種に大別するを得べし不法行為を構成する場合讓渡したると同一ならざる營業行為を爲す場合及び其他の行為を爲す場合是なり

一、不法行為によりて他人の營業を妨害することとは特約の有無を問はず常に禁せらるゝ所なり従て此場合には何等制限の存せざること亦言を俟たず。

二、讓渡したる營業と同一ならざる營業を爲すによりて讓受人の營業を妨害する場合は主として問屋仲立及び代理商なり例へば自己の名自己の計算に於て染料の賣買を爲すものは染料の賣買商にして自己の名他人の計算に於て染料の賣買を爲す者は染料の問屋商なり前者は染料の賣買を業とするによりて商人と爲り後者は染料の賣買に付き他人の委託を受くる事を業とするによりて商人と爲る従て兩者は同一營業に非ずと雖も相互に競争的關係に立ち得べきこと明かにして染料賣買の營業を讓渡したる者が染料の問屋業を開始するにより讓受人の得意を侵奪し得べきこと疑を容れず之と同じく染料賣買業と

染料賣買の媒介を業とする仲立業及び一定の染料賣買業者の爲めに代理又は媒介を爲すべき代理商とは何れも同一營業に非ずと雖も相互に競争的關係に立ち得べきこと明白なり

判決の主旨によれば競争行為禁止の特約を同府縣且つ三十年に制限したるは唯同一の營業に付きてのみ之を制限したるものにして其他の妨害行為に付きては營業に依ると否とを問はず斯の如き制限を設けず從て無制限に之を禁止する特約も亦有效なりと爲すものなり故に此判決の主旨に依れば前例の如き場合に染料賣買商が其營業を讓渡し且つ無制限に一切の競争行為及び妨害行為を爲さざるの特約を爲したる場合に其讓渡人は同府縣且つ三十年間染料賣買業を営むを得ず他府縣に於て又は三十年後に於て之を營むを妨げず然るに彼は染料の問屋商、仲立商、又は代理商となることは他府縣に於ても三十年後

に於ても之を禁せられたるものなり是れ前者の場合と比較して頗る權衡を失せるに非ずや或は前の場合には妨害の伴ふを要せざるも後の場合には之を伴はざる可らず從て兩者は此點に於て其範圍を異にす前者は時と場所に付きて制限あるも妨害の存するを要せざる點に於て制限なし後者は之に反し時と場所に付きて制限なきも妨害の存することを要件となすとの議論あるも是れ極端なる形式論なり前者即同一營業を禁ずる場合に在りても其目的は妨害の存することを豫想したるが爲めに外ならず之れを度外視したるにあらず故に同一營業禁止の特約は假令同一營業をなすによりて讓受人の營業を妨害する場合に在りても不正競争とならざる以上は同府縣且つ三十年を超ゆるを得ざるなり果して然らば他の營業を爲す場合には妨害なる要件存するが故同府縣且つ三十年を超ゆるも可なりとの議論は

成立たざるべし

且つ當事者間に於て讓渡人は同一營業の外同一目的物に關する問屋商代理商又は仲立商たらずとの特約を爲したるときは如何此場合には同一營業ならずとの理由により此特約を無制限に有效なりと解すべきか將た何等かの理由の下に之を同府縣且つ三十年に短縮すべきか同一營業に對する權衡上此場合も亦同一の制限を設くるの至當なることを俟たざるべし

或は曰はん營業の妨害行為は即ち同一營業の場合に於ける不正競争に相當するものなり故に時と場所とに制限なく禁せざる可らずと然れども兩者は同一にあらず不正競争となるには讓渡人が讓渡したる營業關係(商號得意等)を利用するの意思を有せざる可らず故に讓渡人が從來使用せると全然異りたる商號を用ひ且讓渡したる營業の得意を勧誘すべき何等の手段をも用ふる

ことなくして讓渡したる營業と同一營業又は同一目的物の問屋仲立代理商等を開始したるに其誠實なる經營が世人の信用を博し以て讓受人の得意を侵害するも之を以て不正の競争と云ふを得ざるべし不正の競争たるには特に「不正」なる要件を必要とす營業讓渡人が讓渡したると同一又は類似の營業を再開することを以て夫れ自體に於て當然不正の競争なりと云ふを得ざるなり之に反し妨害行為は必ずしも自己の行為により讓受人の營業を害する意思あるを要せず又之を認識することすらも要せず無意識的に妨害行為を爲すことあるべし故に不正競争と妨害行為とは明確に之を區別するの必要あり此兩者を同一理論の下に律するを得ざるなり

商法第二十二條第二項が同一營業を爲さざる特約の效力を同府縣且つ三十年に制限したるは其根本精神は營業の自由を極度に制限するにより

て生活の道を失はざらしめんとするに在るは明かなり故に此制限は總ての營業の制限(債權關係に因る)に付きて適用せらるべきこと至當にして之を以て單に讓渡人が同一營業を爲さざるの特約の場合にのみ制限せんとするは法の精神に反するものと云はざる可らず又此制限は單に營業讓渡の際に於ける特約にのみ適用すべきにあらずして一般に營業の制限を約したる場合に適用せらるべし故に他人に對して營業の妨害行爲を爲さざるの特約を爲したる場合に於て債務者の營業による妨害行爲に付きては不正競争とならざる限り債權者の營業と同一なりや否やを問はず同府縣且三十年を超へざる範圍内に限らるるものとす

三、其他の妨害行爲を爲す場合とは妻の營業に同意を與へ他の營業者の使用人となり又は之に資金を貸與し會社の無限責任社員として其業務所に關する制限に付きては同府縣且三十年なるを要せずと雖も營業に關する右の制限は他の場合に於ける事實問題の解決に付きても亦大に參考となすの價值あるものとす

以上論じたる所によりて營業妨害禁止の特約の制限は大審院の主張するが如く同一營業を爲さざるの特約の場合にのみ限らず他の營業又は營業にあらざる行爲による妨害を禁ずる特約も亦無制限に許さるべきものに非ざるを知るべし是れ吾人が本判決に賛同する能はざる所以の二なり

二 再運送契約に於ける荷受人の

運送賃支拂義務

同一の物品運送の目的を以て第一に船舶所有者と備船者との間に運送契約成立し第二に其備船者と第三者との間に更に運送契約成立したる場合に於ては船舶所有者は契約

を執行し又は之を代表するが如き行爲を爲し以て妨害禁止權利者の營業區域を侵害する場合にして是等の妨害行爲を爲さざるの特約の效力に付きては法律に特別の規定なし同府縣且三十年なる制限は義務者の營業を禁止する場合の制限なるが故之を以て直ちに義務者の營業以外の行爲を禁止する場合に適用するを得ず然らば此場合の特約には何等の制限なきかと云ふに然らず其特約は民法第九十條即ち公の秩序又は善良の風俗に反せざることを要す而して其特約が如何なる程度に達すれば公の秩序又は善良の風俗に反するやは個々の場合の事實問題に屬するものにして或は妻の營業に許可を與ふる場合の如く第三者の營業の自由を不當に制限するにより或は義務者をして他人の使用人たることを妨げ以て其生活の途を杜絶するによりて民法第九十條に反することあるべし是等の場合に於て時及び場

の當事者たる備船者に對し第一運送契約即ち備船契約に基く備船料の請求權を有すること等を俟たざる所にして第一運送契約は備船者が第三者と爲す再運送契約と全然別個のものなれども商法六百十二條に於て再運送契約の履行が船長の職務に屬する範圍内に於ては船舶所有者のみ其契約を爲したる第三者に對して履行の責に任すべきものと爲せるを以て此範圍内に限り船舶所有者と第三者との間に直接の法律關係を生じ船舶所有者は履行の責を負ふ結果として其反對給付たる再運送契約の運送賃をも請求するの權利を有するものと云はざるを得ず而して荷受人は運送品を受取りたるときは船舶所有者との間に法律關係を生じ船舶所有者に對し運送賃を支拂ふの義務を生ずることと商法第六百六條第一項により明かにして

船舶所有者は再運送契約の運送賃に付きてのみならず第一運送契約の運送賃即ち備船料に付きても商法第六百六條に定めたる權利を有し其金額の支拂と引換に非ざれば運送品の引渡を拒むことを得るを以て荷受人は再運送契約の運送賃を支拂ふも右の備船料に達せざる限り其支拂を爲す迄は船舶所有者は運送品の引渡を拒否することを得るものとす (大正七年五月大審院第一民事部

判決)

本判決に於て船舶所有者が再運送契約の運送賃を請求するの權利は船長の職務範圍に於ては船舶所有者自ら直接第三者に對して運送契約履行の責に任ずるを以て其反對給付として之を有するものとなすは吾人の贊同するを得ざる所なり商法第六百十二條は船舶の全部又一部を以て備船契約を爲したる場合に於て備船者が更に第三

者と運送契約を爲したるときは其契約の履行が船長の職務に屬する範圍内に於ては船舶所有者のみ其第三者に對して履行の責に任ずべきことを定めたるに止まり此規定のみによりては其他の關係に於ても船舶所有者と第三者との間に直接の法律關係を生せしむるものと解するを得ず抑も商法第六百十二條を設けたる立法の精神は船長の職務に屬する範圍内に於ては備船者は之に干渉するを得ず即ち此範圍内に在りては備船者は自己の意思に依りて契約履行に努むるを得ざる状態に在り從て備船者をして之れに對して責に任せしむるときは反て不當の結果を生ずるが故直接に船舶所有者をして其責に任せしめたるなり斯の如き特殊の事情の爲めに設けられたる商法第六百十二條は他の場合に類推解釋を爲すべきものにあらず船長の職務範圍に屬せざる場合は勿論其職務範圍に屬する場合にても契約

の履行に屬せざる以上は船舶所有者と第三者との間に直接の法律關係を生ずるものにあらず而して運送賃の請求權は運送契約上の權利にして契約の履行にあらずが故船舶所有者は直接第三者に對して此權利を取得するを得ざること勿論にして本判決は此點に於て失當なりと云はざる可らず

然らば船舶所有者は運送品と引換に自己の債權に屬する運送賃即ち備船料の外備船者の債權に屬する第二運送契約の運送賃を併せて請求するを得ざるやと云ふに吾人は商法第六百六條の適用により此兩者を併せて請求するを得る場合と然らざる場合とありと信するものなり然れども同條を適用する前に先づ本件の場合に於ける荷受人の地位を明かにせざる可らず

本件の場合に於ける荷受人は第一運送契約の荷受人たると同時に第二運送契約の荷受人たる

の地位を有す即ち同一運送品に付き二個の異りたる運送契約の荷受人なるが故運送賃其他の費用を支拂ふに付きても原則として双方の運送契約に相當する金額を支拂はざる可らず從て船舶所有者は原則として二個の運送契約に於ける運送賃其他の費用を荷受人に請求するを得るものなり然れども自己の權利として請求し得るものは備船契約に於ける運送賃にして第二運送契約の運送賃は唯備船者の爲めに其代理人として請求し得るのみなり故に備船者に於て荷受人に對する運送賃請求權を拋棄したるときは船舶所有者の代理權も亦當然消滅するが故之れを荷受人に請求するを得ず彼れは自己の備船料の請求權を有するのみなり此點に於て吾人の説は第二運送契約の運送賃請求權を船舶所有者の固有の權利なるが如く解する判決と其結果を異にす

右の理論を前提として次に船舶所有者の荷受

人に對する運賃請求權に付きて考察せん商法第六百六條に依れば荷受人の運送賃支拂の義務は運送契約又は船荷證券の趣旨に従ひて之を負ふものなり故に此二者を區別せざる可らず。

一、船荷證券を發行したる場合には船荷證券の所持人と船舶所有者との關係は船荷證券の定むる所に依る(商法第六百二十九條及び第三百三十四條)故に船荷證券に双方の運送契約による運送賃を記載しあるときは船舶所有者は之を請求し得ること勿論なるも若し何れか一方の運送賃のみの記載あるに止まるときは記載せざる運送賃は之を請求するを得ざるべし

二、船荷證券を發行せざる場合には運送賃は運送契約の趣旨に従ひて之を定むべきが故本件の場合に第一運送契約及第二運送契約に於て何れも運送賃は荷受人拂なる旨を定めたるときは双方の契約に於ける荷受人の地位を兼有せる本件の荷受人は双方の運送賃支拂の義務を負ふものと云はざる可らず之に反し左の如き場合には荷

受人は斯の如き義務を負はず

甲、備船者に於て自己の運送賃取立の委任を船舶所有者に對して爲さざりしとき、此場合は備船者が運送賃を荷受人より受取るべきか荷受人に對して之を延期するか或は之を拋棄するかによりて生ずべく荷受人は單に船舶所有者に對する運送賃を支拂ふを以て足るものとす。

乙、船舶所有者に於て備船者に對し運送賃の支拂を延期するか或は之を拋棄するの特約を爲したるときは荷受人は船舶所有者に對する運送賃を支拂ふを要せず單に備船者に對する運送賃を支拂ふを以て足るものとす

以上論じたるが如く荷受人は船舶所有者に對し二個の運送契約に於ける運送賃を支拂ふを要せず其一方のみを支拂ふを要する場合あり必ずしも判決所説の如く船舶所有者は自己の權利として常に双方の運送賃を荷受人に請求するを得るものと云ふべからず

經濟時事評論

安川貞三

自由の勝利か

世界を渦亂の中に投じ、歐洲全土を血の海と化した歐洲大戰亂も突如として其終局を告げて、休戰條約は聯合軍全勝の體で既に締結せられた。嘗ては全世界を睥睨して其覇を唱へしカイゼルも今や大亂の發頭人と目されて隣國和蘭に逃れ、其の餘命の不安に懊惱しつゝある。此際過去五年間戰爭の慘禍を嘗め盡したる聯合諸國が此の光榮ある戰爭の終局に際して歡喜措く能はざるの状あるは吾人の推測するに餘りある處である。而して聯合國の一たる我國が亦此の戰勝の悦びに参加せんとして都下に各種の催しありて市民の休戰祝賀の聲の滿都を轟かしつゝ

あるは毫も怪むを要しないのである。只然かしながら我國は交戰國の一たりとは云へ事實に於て戰場遠く隔たりて、戰爭の慘禍を蒙ると少なく、否或る意味に於て之がため非常の發展を來たしたる事實の存す爲か、我國に於ける戰爭祝賀の聲は種々の意味に於て聞き取ることが出来るのである。蓋し我國人の悦びは苦惱を脱したといふ喜でもなければ又國家を危急存亡の淵より助け得たりと云ふ佛人の歡喜でもあるまい。而して又自個の競争者を仆し得て其沈衰しつゝありし世界的覇權を維持し得たる英人の喜びでは無論無いのである。則ち我國民多數の喜びは多く親戚の幸福を共に祝する、それに似て、歐洲交戰國民のその如く痛切なる能はざるは蓋し自然の勢と云はざるを得ないのである。然れ共かかる一般群衆の單純なる歡呼に付ては善良なる人々の行動として推稱こそすれ毫も非難す